

公益社団法人全国大学保健管理協会事務職員就業規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人全国大学保健管理協会（以下「協会」という。）に勤務する事務職員（以下「職員」という。）の労働条件、服務その他就業に関する事項を定める。

(法令との関係)

第2条 この規則に定めのない就業に関する事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、その他関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(遵守義務)

第3条 協会及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

(採用)

第4条 職員の採用は、選考により行う。

- 2 選考は、書類及び面接により行う。
- 3 職員の採用にあたっては、任期を付すことがある。

(労働条件の明示)

第5条 職員の採用にあたっては、採用予定者に対し次に掲げる事項を明示する。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 任期の有無及び任期を付す場合には、任期に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える労働の有無、休憩時間、週休日、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項
- (6) 退職手当に関する事項
- (7) 研修に関する事項
- (8) 災害補償に関する事項
- (9) 表彰及び懲戒に関する事項

(退職)

第6条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て協会から承認されたとき
- (2) 任期を付して雇用された職員について、任期が満了したとき
- (3) 第7条に定める定年に達したとき
- (4) 死亡したとき

(定年)

第7条 職員の定年は、満65歳とする。ただし、代表理事が特に必要と認めた場合は、再雇用又は採用することができる。

2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

3 第1項ただし書きの規定により再雇用される者及び採用される者（以下「再雇用等職員」という。）の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年を超えない範囲内において定める。

4 前項の任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

5 再雇用職員等の任期の末日は、満70歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(解雇)

第8条 職員が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられた場合には、解雇する。

2 職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

(1) 勤務実績不良あるいは能力不足が著しく、改善の見込みがない場合

(2) 協調性を欠き、集団的な職務遂行に支障を生じる場合

(3) 心身の故障のため職務遂行に耐えない場合

(4) その他の事情により職員の解雇がやむを得ない場合

3 職員の解雇は、第25条に定める人事審査会（以下「審査会」という。）の審査を経るものとする。

(解雇予告)

第9条 前条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告するか、又は労基法に定める平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、公益社団法人全国大学保健管理協会事務職員懲戒規則（平成25年5月8日代表理事裁定。以下「職員懲戒規則」という。）による懲戒解雇の場合は、この限りではない。

(退職後の責務)

第10条 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(給与)

第11条 職員の給与については、公益社団法人全国大学保健管理協会事務職員給与等規則（平成25年5月8日代表理事裁定。以下「職員給与等規則」という。）の定めるところによる。

(誠実義務)

第12条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、協会の発展に努めなければならない。

(職務専念義務)

第13条 職員は、勤務時間中職務に専念し、第15条に定める場合を除き、職務とは関係のない行為をしてはならない。

(職場規律)

第14条 職員は、上司の指示に従い、職場の秩序を維持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第15条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、職務専念義務を免除される。

(1) 勤務時間内に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定された健康診断を受けることを承認された期間

(2) その他勤務時間内に勤務しないことを承認された期間

(遵守事項)

第16条 職員は次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに勤務を欠くこと。

(2) 職場の内外を問わず、協会の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をすること。

(3) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らすこと。

(4) 職務や地位を私的利益のため用いること。

(5) 前各号のほか、これに準ずるような職員としてふさわしくない行為をすること。

(勤務時間、休日及び休暇等)

第17条 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、公益社団法人全国大学保健管理協会事務職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成25年5月8日代表理事裁定）の定めるところによる。

(研修)

第18条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

(表彰)

第19条 協会は、業務成績の向上に多大の功労があった者、業務上顕著な改良をした者その他職員の模範として推奨すべき実績があった者を表彰する。

(懲戒)

第20条 職員の懲戒については、職員懲戒規則の定めるところによる。

(安全衛生)

第21条 協会は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置を講ずる。

2 職員は、協会が行う安全、衛生に関する教育、訓練を受けなければならない。

(出張)

第22条 業務上必要があるときは、職員に出張を命じることができる。

- 2 出張を命じられた職員が出張を終えたときには、速やかに報告しなければならない。
- 3 出張に要する旅費は、公益社団法人全国大学保健管理協会旅費規則（平成25年5月8日代表理事裁定。）の定めるところによる。

（災害補償）

第23条 職員の業務災害（業務上の負傷、疾病、障害又は死亡）の補償については、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）の定めるところによる。

- 2 職員の通勤途上における災害（通勤による負傷、疾病、障害又は死亡）の取扱いについては、労災法等の定めるところによる。

（退職手当）

第24条 職員の退職手当については、公益社団法人全国大学保健管理協会事務職員退職手当規則（平成25年5月8日代表理事裁定）の定めるところによる。

（審査会）

第25条 職員の休職、解雇及び懲戒等に関し必要があるときは、理事会に審査会を置く。

- 2 審査会は、理事若干名で組織する。
- 3 審査会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 職員の休職、解雇及び懲戒等に関し本規則又は懲戒規則等の規定により、その権限に属するものとされた事項
 - (2) 職員の休職等に関する不服申し立てに関する事項
- 4 審査会は、審議の結果を代表理事に上申するものとする。
- 5 本条に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は別に定める。

（補則）

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

（改廃）

第27条 この規則の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成25年5月8日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 社団法人全国大学保健管理協会職員就業規則（平成17年7月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和元年5月16日から施行する。